

### 第3章 WTO農業交渉の主な論点

〈研究会開催日 2009年10月2日〉

農林水産省・国際顧問

村上秀徳

昨年7月の閣僚会議を経て、従来の3角形の対立軸に変化がもたらされる。

米国が国内支持全体(OTDS)を150億ドルまで削減することを表明し、さらに低い水準までの削減を求めていたブラジル等がこれを容認し、農業のマーケットアクセス重要品目の枠拡大を3分の2乖離で4%という想定されていたレンジの最低線でブラジル、豪州等輸出国が受け入れ、NAMAでは先進国が係数、柔軟性で譲歩する姿勢を示した。最後はSSMをめぐる対立を直接の原因として決裂した。米国は、SSM以外にもSPやNAMAの分野別についても強い不満があった模様。

昨年12月の議長テキストは、7月以降のSOMによる議論を踏まえ、12月に閣僚会議が開催されることを想定して、書かれたもの。

12月までの交渉の成果をもとに今後交渉することに表立った異論はないものの、米国は自国にとっての市場アクセスの具体的成果が不明確として、モダリティー確立前の2国間協議を通じた明確化とギャップを埋める作業を志向。他の国、特に途上国はこのアプローチに懸念を示し、モダリティー先行を志向。

ピッツバーグにおけるG20サミット等で2010年内の妥結をうたっているが、米国の国内事情、主要途上国の対応等から、先行き不透明。来年の11月の米国中間選挙、同10月のブラジル大統領選挙が我が国の選挙と併せ関連する政治日程。これにも注目が必要。

我が国は、重要品目の数、上限関税、関税割り当ての新設を焦点に主張を続けてきた。

以上

## WTO農業交渉について

平成21年6月  
農林水産省  
大臣官房国際部

## GATT・WTO交渉の経緯

## ● GATTとは

### 1. 概要

- (1) ガット(GATT)は、「関税及び貿易に関する一般協定」(The General Agreement on Tariffs and Trade)の略称。1947(昭和22)年10月成立、1948(昭和23)年1月1日発効。
- (2) IMF(国際通貨基金)、世界銀行(国際復興開発銀行)(いずれも1944年のブレトン・ウッズ協定に基づいて創立)とともに、戦後の国際経済復興の柱となった。IMF、世界銀行は国際通貨金融面を、ガットは国際貿易面を担当。
- (3) 我が国は、1953(昭和28)年仮加入、1955(昭和30)年正式加入。

### 2. ガットの基本原則

#### (1) 最恵国待遇の原則(第1条)

関税等に関し、ある締約国が他の第三国に与える最も有利な扱いは、他の全てのガット締約国にも即時・無条件で与えること。

⇒経済のブロック化、地域主義に対する抑止効果。

#### (2) 内国民待遇の原則(第3条)

輸入品に対して適用される内国税や国内規則に関して、同種の国内産品に対して与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならないこと。

⇒国内産品と輸入産品の均等な競争条件の確保。

#### (3) 数量制限の一般的廃止原則(第11条)

締約国の国内産業の保護を目的として輸入品に対して一定の関税を課すことは認めるが、輸入割当等の数量制限は原則的に撤廃すること。

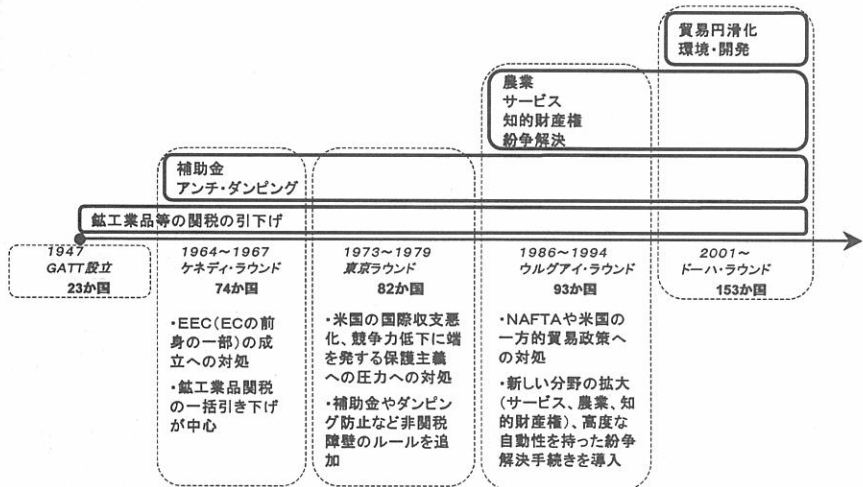
⇒数量制限は、国際貿易に対する障壁の中で、貿易阻害効果が最も直接的かつ強力であり、貿易の発展を抑制するものとの認識。

#### (4) 関税引下げ等の交渉成果の確保(第2条)

関税引下げ等の「約束」は「譲許表」に登録され、一方的な変更は許されない。

1

## ● 多角的貿易交渉の展開



2

## ● ウルグアイ・ラウンド農業合意の経緯・概要

### ○ 交渉の経緯

1986年9月	ウルグアイ・ラウンド交渉開始
1990年12月	ブラッセル関係会議(当初の交渉期限)
1991年12月	ダンケル合意案提示 → 全ての国境措置を内外価格差により関税化。関税削減率は平均36%、最低15%
1992年11月	ブレア・ハウス合意 → 輸出補助金の取扱い等について米国とEUが妥協
1993年7月	東京サミット → 交渉を年末までに終結させる決意が表明される
1993年12月8日	ドゥニ調整案提示 → 関税化を猶予する場合、ミニマム・アクセスを初年度に消費量の4%、最終年度8%とする 14日未明 日本がドゥニ調整案受け入れ決定 15日 貿易交渉委員会でウルグアイ・ラウンド最終合意案を採択
1994年4月12～15日	マラケシュ関係会議 → WTO設立協定、農業協定等各協定と各国の譲許表を一括して受諾、各国関係により署名
1995年1月	マラケシュ協定発効

ウルグアイ・ラウンド農業合意においては、各国の農業政策に関して、国内支持(農業補助金等)、国境措置(関税、輸入制限等)、輸出競争(輸出補助金)の3つの分野について、実施期間(1995年～2000年までの6年間)中に、保護水準を引き上げていくことを約束。

政策分類	削減対象	削減方式 (1995～2000年の6年間で実施)
国内支持	価格支持 補助金等	全ての国内支持を生産を刺激するか否かに応じて、 ①削減対象外となる政策(「緑」の政策及び「黄」の政策)と ②それ以外の削減対象となる政策(「黄」の政策)に区分し、「黄」の政策について助成合計総量を計算し、実施期間中に20%の削減
国境措置	関税	原則として ア、輸入数量制限など全ての関税以外の国境措置をイ、内外価格差を基に関税相当量を計算し関税に置換え。 ※農産物全体で平均36%(品目毎に最低15%)削減 ＜最低限の輸入機会の設定＞ 基準期間(1986～88年)における輸入実績がわずかな農産物について、最低限、実施期間の1年目に国内消費量の3%、6年目に5%のミニマムアクセス機会を設定。
輸出競争	輸出補助金	金額で36%、対象数量で21%削減(我が国はなし)

(注)我が国の場合、基準期間の輸入実績が3%未満である品目はコメだけであったため、コメについてはのみミニマム・アクセスを設定。  
なお、コメについては、関税化の特例措置を適用し、これによりミニマム・アクセス機会を実施期間の1年目に国内消費量の4%、以降1998年まで毎年0.8%ずつ増加してきたところであるが、これを1998年4月1日より関税措置に切り換えたことにより、毎年0.4%増加となり、2000年の水準は国内消費量の2.2%となる。

## ● WTO (世界貿易機関 : World Trade Organization) とは

- 1995年にスイス・ジュネーブに設立された、国際貿易に関するルールを取り扱う唯一の国際機関。
- 2009年3月現在、153カ国・地域が加盟。
- 主な業務は、①世界共通の貿易のルールづくりのための貿易交渉、②貿易に関する紛争の解決など。

### ○ これまでの主な貿易交渉

#### ケネディ・ラウンド(1964～67)

EEC(ECの前身の一部)の成立への対処  
鋳工業品関税の一括引き下げが中心  
東京ラウンド(1973～79)

米国の国際収支悪化、競争力低下に端を発する保護主義への圧力への対処  
補助金やダンピング防止など非関税障壁のルールを追加

#### ウルグアイ・ラウンド(1986～94)

NAFTAや米国の一方的貿易政策への対処

新しい分野の拡大(サービス、農業、知的財産権)、高度な自動性を持った紛争解決手続きを導入

#### ドーハ・ラウンド(2001～)

### ○ 機構図



## ● WTO加盟国一覧（参考）

### 1. アジア地域

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、日本、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、中華人民共和国、台湾、ネパール、ベトナム

### 2. 北米地域

アメリカ合衆国、カナダ

### 3. 中南米地域

アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ベネズエラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

### 4. 欧州地域（NIS諸国含む）

アイスランド、アイルランド、アルメニア、欧州共同体（EC）、イタリア、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、キルギス、キプロス、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、英国、グルジア、アルバニア、クロアチア、モルドバ、マケドニア

### 5. 大洋州地域

オーストラリア、ソロモン、ニュージーランド、バブアニューギニア、フィジー、トンガ

### 6. 中東地域

アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、クウェート、トルコ、バーレーン、ヨルダン、オマーン、サウジアラビア

### 7. アフリカ地域

アンゴラ、ウガンダ、エジプト、ガーナ、カーボヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スワジランド、セネガル、コートジボワール、タンザニア、チャド、中央アフリカ、チュニジア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、モロッコ、ルワンダ、レソト

合計153の国と地域（2009年3月時点）

5

## ● WTOドーハ・ラウンド交渉とは

- 農業、鉱工業、サービスの自由化のみならず、貿易円滑化、アンチダンピング等のルールの策定、強化も含んだ、包括的な貿易交渉。2001年にカタールのドーハで交渉が開始されたことから、ドーハ・ラウンドという。

○ Q- 貿易交渉交渉は、途上国の開発が最重要課題の一つ。

○ 主な交渉分野

**2001年11月** ドーハ閣僚会議交渉開始。  
**2004年7月** 「枠組み合意」当初は2004年12月を交渉期限とするも、困難となったことから、2005年12月に閣僚会議（香港）を開催することを決定。  
**2005年12月** 香港閣僚会議「2006年中の最終合意を目指す」ことで合意するも、同年7月には交渉中断。  
**2007年1月** 本格的に交渉が再開。  
**2008年7月** 非公式閣僚会議が開催されたが、合意に至らず。  
**2008年12月** 閣僚会議の開催が目指されたが、開催に至らず。

農業	関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉
NAMA (鉱工業品分野)	鉱工業品及び林水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉
ルール	ダンピング防止及び補助金（漁業補助金を含む）及び地域貿易協定についてのルールに関する交渉
サービス	サービスの市場アクセス（外資規制等）、国内規制（免許制等）、サービス分野におけるルール（セーフガード等）に関する交渉
TRIPS (知的財産権)	地理的表示（GI）の多国間通報登録制度の設立等
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」（S&D）の検討、途上国に対する「貿易のための援助」の促進
その他	
貿易円滑化	貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進を目的とする交渉
環境	環境物品の関税等の削減・撤廃等

6

# WTO農業交渉の経緯

## ● WTO農業交渉とは

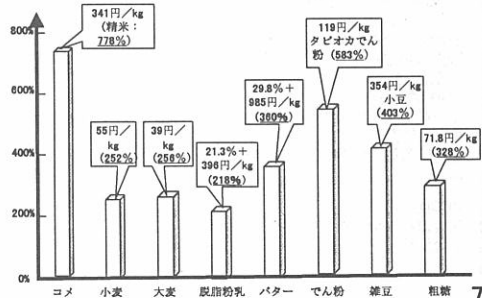
OWTOドーハ・ラウンドでは、①市場アクセス、②国内支持、③輸出競争という3つの分野について農業交渉が行われている。

### 農業交渉の3つの分野

分野	交渉の目的
市場アクセス	関税削減や関税割当(低関税輸入枠)の拡大などにより、農産物等の貿易機会を実質的に改善。
国内支持	価格支持政策や生産刺激的補助金など、貿易に歪曲的な影響を及ぼす国内農業施策を実質的に削減。
輸出競争	輸出補助金など、輸出の競争力に歪曲的な影響を及ぼす補助金の撤廃。

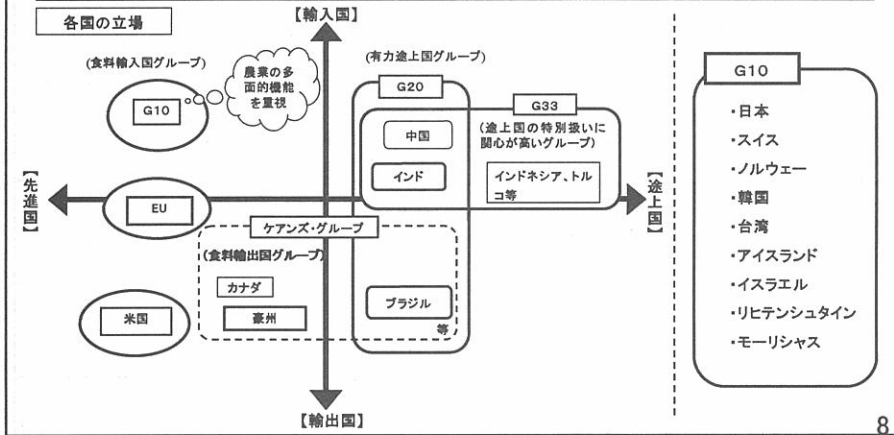
### 我が国における高関税品目の例

国土条件などにより、外国と国内で特に価格差が大きいコメ、小麦、乳製品等一部の品目は、高関税となっている。



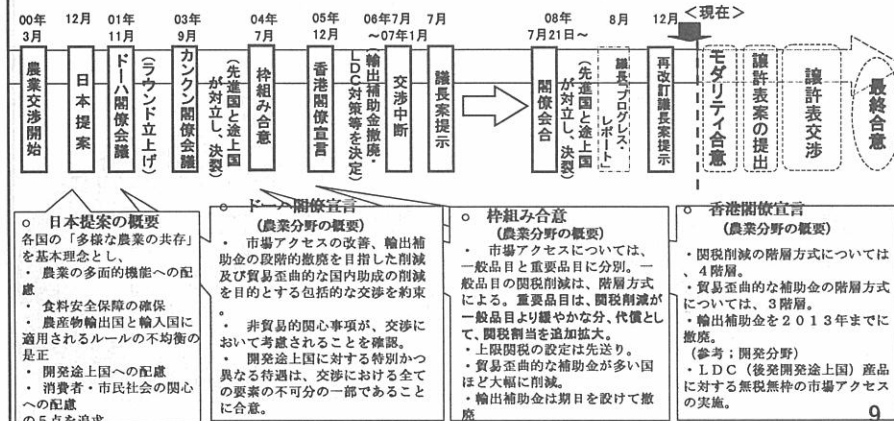
## ● 農業交渉をめぐる主要国・グループ

- 農業交渉においては、米国・EU等の主要国のほか、食料純輸入国で構成するG10、有力途上国が属するG20、途上国の特別扱い(S&D)に関心の高いG33、食料輸出国で構成するケアンズ・グループ等が存在。
- 我が国は、G10に所属。G10諸国と連携し、食料純輸入国としての立場を交渉のあらゆる場面で主張。



## ● WTO農業交渉のこれまでの経緯

- 2001年のドーハ・ラウンド交渉に先駆け、2000年3月から農業交渉が開始。2000年に日本提案を行った。
- 2004年7月の「枠組み合意」において、基本的な概念が決定。現在は、関税削減等の方式・数字を決めるモダリティ交渉が行われている。2008年12月に農業交渉議長から最新の改訂モダリティ案が発出。



**○ 日本提案の概要**  
 各国の「多様な農業の共存」を基本理念とし、  
 ・ 農業の多面的機能への配慮  
 ・ 食料安全保障の確保  
 ・ 農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正  
 ・ 開発途上国への配慮  
 ・ 消費者・市民社会の関心への配慮  
 の5点を追求

**○ ドーハ開帳宣言 (農業分野の概要)**  
 ・ 市場アクセスの改善、輸出補助金の段階的撤廃を目指した削減及び貿易歪曲的な国内助成の削減を目的とする包括的な交渉を約束  
 ・ 非貿易的関心事項が、交渉において考慮されることを確認  
 ・ 開発途上国に対する特別かつ異なる待遇は、交渉における全ての要素の不可分の一部であることに合意

**○ 枠組み合意 (農業分野の概要)**  
 ・ 市場アクセスについては、一般品目と重要品目に分別、一般品目の関税削減は、階層方式による。重要品目は、関税削減が一般品目より緩やかな分、代償として、関税相当を追加拡大  
 ・ 上限関税の設定は先送り  
 ・ 貿易歪曲的な補助金が多い国ほど大幅に削減  
 ・ 輸出補助金は期日を設けて撤廃

**○ 香港開帳宣言 (農業分野の概要)**  
 ・ 関税削減の階層方式については、4階層  
 ・ 貿易歪曲的な補助金の階層方式については、3階層  
 ・ 輸出補助金を2013年までに撤廃  
 (参考：開発分野)  
 ・ LDC (後発開発途上国) 産品に対する無税無枠の市場アクセスの実施

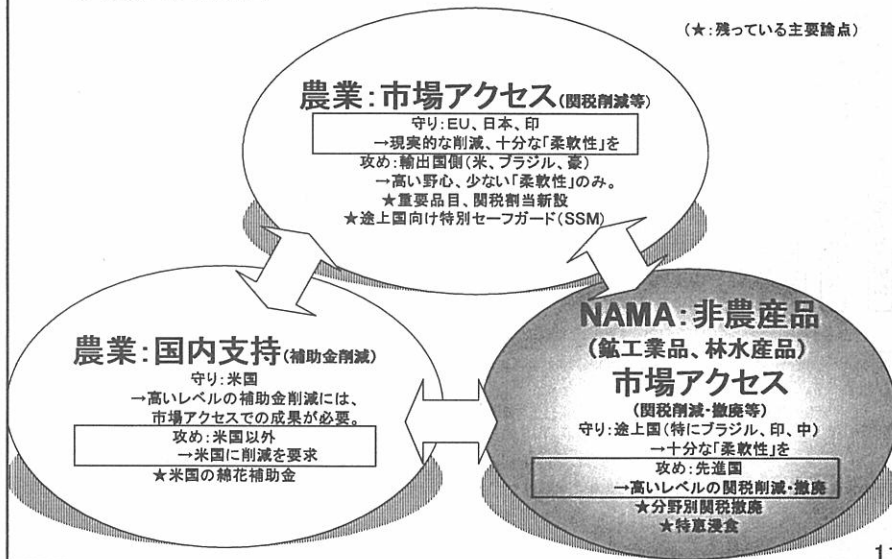
## ● 平成20年7月WTO閣僚会合の日程

	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)
一般理事会											10:00～12:00 TNC議長報告
TNC	10:00～13:00 非公式TNC	10:00～12:00 非公式TNC	10:00～11:00 非公式TNC 【透明性のための情報共有 (各国・グループから情勢報告)】	10:00～11:00 非公式TNC	10:00～11:00 非公式TNC	10:00～12:00 非公式TNC 【ラミー事務局 長調停案提示 布】		9:00～11:00 非公式TNC	19:30～20:00 非公式TNC	11:00～17:00 公式TNC	
GR閣僚 会合	16:00～21:00 【各国が農業・ NAMAの基本的 立場を表明】	15:00～22:00 【各国が農業・ NAMAの基本的 立場を表明】		20:00～22:00 【透明性確保 のための会 合】	18:00～21:00 【ラミー事務局 長調停案提示】			19:00～22:30 【透明性確保 のための会 合・その他事 項の状況報 告】		10:00～13:00 18:00～19:00 【透明性確保 のための会 合】	
少数国閣僚 会合(G7)			15:00～21:30 【ラミー事務局 長が一定のレ ンジについて 提示】	16:00～20:00 【ラミー事務局 長から提示さ れたレンジに ついて議論】	12:00～17:00 【ラミー事務局 長調停案提示】			12:00～26:00 【SSMの議 論】	13:30～17:30 【SSMの議 論】		
備考						サービス・シ グナリング会 合 14:00～18:30					

10

## ● 交渉の相関図

(★:残っている主要論点)



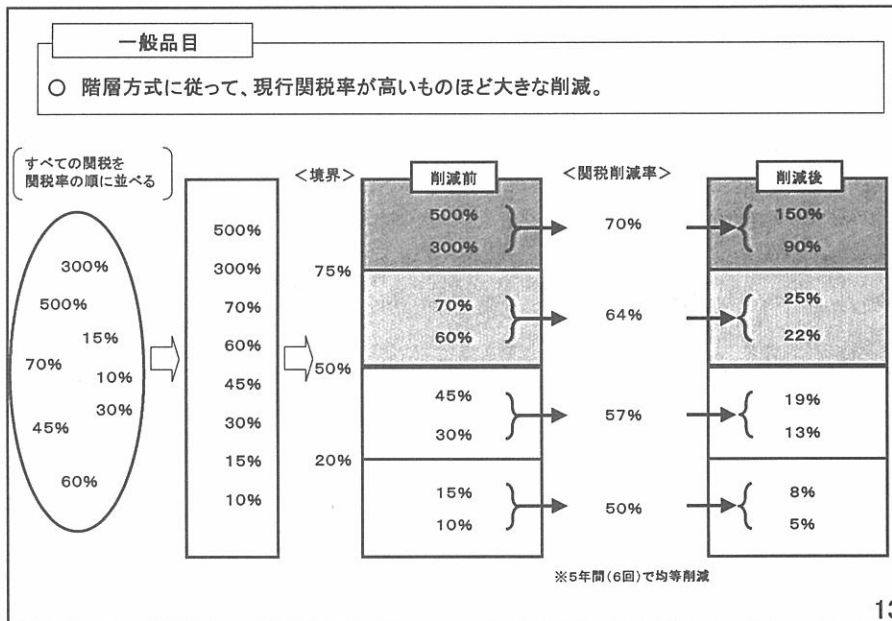
11



# WTO農業交渉の現状

## ドーハ・ラウンドの主要論点の状況

		H20年7月10日発出の ファルコナー議長テキスト	H20年7月下旬の ラミー調停案	H20年12月6日発出の ファルコナー議長テキスト・作業文書
市場アクセス 重要品目	基本の数	[4~6]+2 %	4+2 %	ラミー調停案と同じ
	取扱い	原則としてTRQ拡大幅 [4~6]%	原則としてTRQ拡大幅 4%	※日本とカナダについてはテキストの他の要素に与える影響を注視する必要があるとしつつ、作業文書に次の記載。 <b>カナダ</b> 以下の代償(2案を両論併記)を条件に、さらに重要品目の数2%を追加 第1案:基本の4%分にはTRQ拡大幅を0.5%拡大し、追加2%分のTRQ拡大幅を1.5%拡大 第2案:すべての重要品目についてTRQ拡大幅を1%拡大 日本 カナダと同じ方法では解決しない。日本は8%に向けた方法の提示をテーブルに乗せている。
	数 「+2%」 の代償	TRQ拡大幅[4~6] % に加え、該当ラインの TRQ拡大幅を0.5%追加	TRQ拡大幅4%に加え、 該当ラインのTRQ拡大幅 を0.5%追加	
	削減後100% 超となる場合 の代償	該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	該当ラインのTRQ拡大幅を 0.5%追加	
	上限関税	設定しない	設定しない	ラミー調停案と同じ
	一箇品目に 100%超の 品目が残る 場合の代償	①重要品目全体のTRQ拡大幅を 0.5%追加 又は ②該当ラインの関税削減を2年間短 縮して実施 又は ③該当ラインの関税削減を5%ポイン ト追加	①重要品目全体のTRQ拡大幅を0.5% 追加 又は ②該当ラインの関税削減を2年間短 縮して実施 又は ③該当ラインの関税削減を5%ポイン ト追加	ただし、③の該当品目の関税削減を10%ポイントの追加とする ※作業文書で次のオプションを追加。 タリフライン数の2%まで実施期間終了後4年までは、削減後の関 税率100%超が許容される。
	関税割当 の新設	可能/不可能を両論併記	言及なし	7月のファルコナー議長案と同じ ※作業文書 既存のTRQ対象タリフライン以外も全タリフラインの1%まで、重 要品目への指定可。代償はTRQの拡大幅の2%追加を基本と する。国別に具体的な品目、TRQ幅を明記。
	SP	①SPの数: [10~18%] ②うち削減ゼロの数: 6%まで又は0% ③平均削減率: [10~14%]	①SPの数: 12% ②うち削減ゼロの数: 5%まで ③平均削減率: 11%	ラミー調停案と同じ
SSM	追加関税後の税率>UF維持税率の場合 ①UF維持税率を超える限度・現行維持税率 の15%又は15%ポイントの大きい方 ②対象: 2~6品目 ③2層逆巻の適用は不可	追加関税後の税率>UF維持税率の場合 ①トリガー: 1.0% ②UF維持税率を超える限度・現行維持税率 の15%又は15%ポイントの大きい方 ③新設が下落していない場合は不可 ④対象: タリフラインの2.5%まで	7月議長テキストと同じ ※作業文書において詳細な案を提示	
米国の水準	130~164億ドル (66~73%削減)	145億ドル (70%削減)	ラミー調停案と同じ	



**重要品目**

○ 一般品目の関税削減を適用することが困難な品目については、重要品目として、一般品目より緩やかな関税削減と関税割当の拡大によって対応。

○ 我が国は、重要品目の数と取扱いの柔軟性が不十分と主張。

**数**

- 全品目の4%
- 以下の場合には代償付きで6%も可

【例外1】  
最高階層に属するタリフライン(関税の単位)が30%以上の場合  
※ 我が国の場合には10%(134タリフライン)のため適用なし

【例外2】  
複数の関税の譲許が6桁の水準で行われていることにより、重要品目の絶対数において不均衡な制約を受けている場合  
※ 我が国は全タリフライン数の違いによる不公平是正を主張

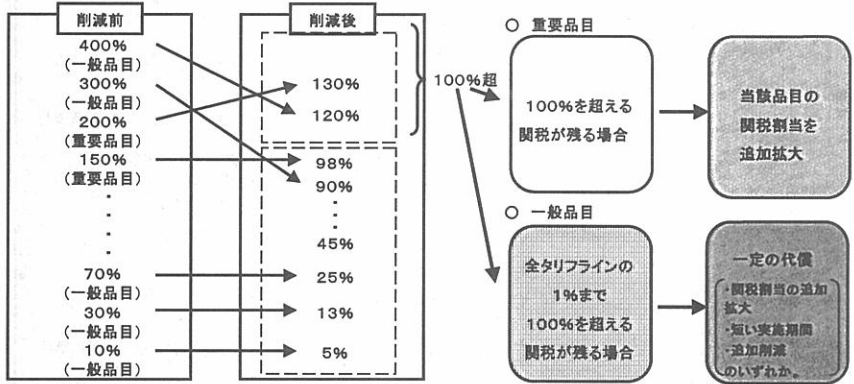
**取扱い(原則)**

関税削減	関税割当枠の拡大幅
一般品目の 1/3	国内消費量の 4%
一般品目の 1/2	国内消費量の 3.5%
一般品目の 2/3	国内消費量の 3%

14

関税削減後に高関税品目が残る場合の取扱い

- 上限関税は盛り込まれていない。
- 関税削減後、100%を超える関税が残る重要品目については、関税割当枠拡大幅を更に追加拡大。
- 関税削減後、100%を超える関税が残る一般品目は、一定の代償付きで1%まで認められる。
- 議長テキストの別紙において、一般品目に係る100%を超える高関税品目については、上記の選択肢に加えて、一定期間全タリフラインの2%まで認められる選択肢を提示。



※ 一般品目の削減率は、最高階層では、幅の中間値である70%と仮定。重要品目の場合は一般品目の1/2の関税削減率と仮定。

※ 一般品目で100%超の高関税が認められるのは、日本、スイス、ノルウェー、アイスランドの4カ国。

ウルグアイ・ラウンドとドーハ・ラウンドの比較 (市場アクセス)

ウルグアイ・ラウンド	ドーハ・ラウンド
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平均関税削減率36%</li> <li>・品目ごとに最低削減率15% (高関税でも15%のみの削減を適用可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国の平均関税削減率54% (前ラウンドの1.5倍)</li> <li>・高関税ほど高い削減率を義務付け (現在75%より上の関税は、70%の削減)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入制限等を行っていた品目を関税化し、低関税輸入枠(関税割当)を新設(コメのミニマム・アクセス(現在77万トン)等)</li> <li>・コメ以外に輸入枠を拡大した品目は小麦など限定的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要品目に指定して上記の大幅な関税削減をまねがれる場合には、関税割当の拡大を義務付け</li> </ul>

**国内支持分野における議論(議長案の内容:主に先進国の場合)**

(注) 国内支持: 農業生産者のために行われる助成のこと。特定の農産品に対して行われる補助金と農業

貿易歪曲的国内支持全体)のほか、価格支持(価格保証)を含む

<p><b>URでの扱い</b> 特段の規律はない</p> <p><b>ドーハでの扱い</b> 個々の区分の削減とは別に全体額を削減 (米国は70%、日本は75%削減)</p>	<p><b>黄の政策(AMS)</b></p> <p><b>性格</b> 最も貿易歪曲的な国内支持 (デミニミス、青、緑以外)</p> <p>・市場価格支持 ・不足払い 等</p> <p><b>URでの扱い</b> 各国の1986-88年の実績を20%削減</p> <p><b>ドーハでの扱い</b> 各国の1986-88年の実績を20%削減 (米国は60%、日本は70%削減) ・品目別の上限定額 (原則95-00年の平均)</p>	<p><b>青の政策</b></p> <p><b>性格</b> 直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの (「黄」と「緑」の中間段階との位置付け)</p> <p><b>URでの扱い</b> 生産制限の下での直接支払いは削減対象外</p> <p><b>ドーハでの扱い</b> 生産を義務付けない直接支払い(新青の政策)を青の政策として追加 ・全体の上限を設定 (農業総生産額の2.5%) ・品目別の上限定額 旧青: 95-00年の平均 新青: 青の政策全体の上限を法的に定められた品目別比率で按分(1~2割の猶予)</p>	<p><b>緑の政策</b></p> <p><b>性格</b> 貿易歪曲性がないか最小限</p> <p>・試験研究 ・基礎整備 ・生産に関連しない収入支持</p> <p>(農業協定に要件が詳細に列挙されている)</p> <p><b>URでの扱い</b> 削減対象外</p> <p><b>ドーハでの扱い</b> 削減対象外 (現行の枠組を基本的に維持)</p>
<p><b>デミニミス</b></p> <p><b>性格</b> 農業生産額の5%以下の国内助成 (生産全体に大きな影響は与えないという位置付け)</p> <p><b>URでの扱い</b> 削減対象外</p> <p><b>ドーハでの扱い</b> 少なくとも50%の削減</p>			

17

**途上国向け特別セーフガード(SSM)**

- 7月閣僚会合では、追加関税後の税率がUR譲許税率を超えることが認められる場合の発動要件(トリガー)と追加関税(レメディー)が対立点であった。その後、事務レベルの議論により、発動期間、また発動後の休止期間などの要素を組合せ、どのような仕組みとするかを検討。
- インド、インドネシアからは、発動しやすい仕組みとなるよう主張する一方、米国をはじめ輸出国は通常の貿易成長が阻害されない仕組みに制約を課す主張

領域

追加関税(レメディー)

UR譲許税率

関税削減後の譲許税率(DDA譲許税率)

実行税率

通常時

トリガー

発動時

輸入価格が下落

輸入数量が増大

<7月閣僚会合時の論点>

**ラミー調停案**

- ① トリガー: 140%
- ② UR譲許税率を超える限度: 現行譲許税率の15%又は15%ポイントの大きい方を限度
- ③ 価格が下落していない場合は不可
- ④ 対象: タリフラインの2.5%まで

米国 トリガー水準140%

インド、中国 トリガー水準115%

**12月6日議長案より複雑な仕組みへ**

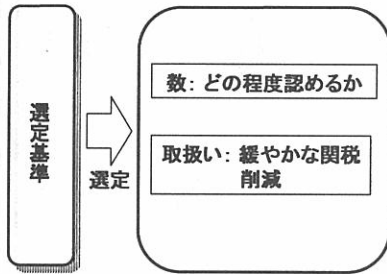
- ① 2段階のトリガーレベル(120%と140%)とレメディーの組み合わせ
- ② 発動期間は[4-8]ヶ月で、その後期間は発動なし
- ③ 原則1年で完結だが、年後半に発動された場合は、[2-4ヶ月]の越年発動可
- ④ 価格が下落していない場合は原則不可
- ⑤ 対象: タリフラインの2.5%まで

8

### 特別品目(SP)

- 食料安全保障等の観点から、途上国が、一般品目の関税削減よりも緩やかな関税削減を行うことが認められる品目のこと。インド、中国、インドネシア等が輸入国の立場で主張。
- 米国、タイ等輸出国は、「特別品目」によって認められる例外の範囲を厳しく制限しようとしている。

○ 選定基準(どの品目をSPに選定するか)



○ 議長案

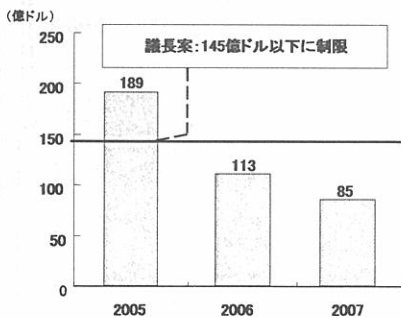
数	タリフラインの12%
関税削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平均削減率 11%</li> <li>○ 削減免除の部分 →タリフラインの5%</li> </ul>

19

### 国内支持(特に米国)

- 議長案では貿易に影響を与える補助金(貿易歪曲的国内支持)の総額を145億ドルに抑える提案が出されており、これを米国がのめるどうか焦点。
- このほか、議長案では米国の綿花補助金を厳しく批判するアフリカ諸国の案がそのまま盛り込まれており、これに米国が対案を出せるかどうかも焦点。

[米国の貿易歪曲的国内支持]



[綿花に関する議長案(=アフリカ諸国の案)の米国へのインパクト]

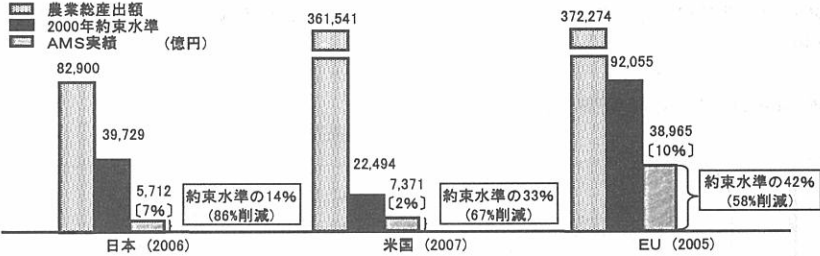
	米国報告値			議長案
	2005	2006	2007	
AMS	16.2	13.7	2.1	1.4
青の政策 (CCP)	13.7	13.6	13.6	3.4 ~ 3.7

出典: AMSはWTOへの通報値。CCPは議長テキスト付属書Aの数値、その他は議長案等に基づき我が国が行った試算値。  
CCP(価格変動対応型支払い): 作物ごとに目標価格を設定し、差額を補填(2002年農業法に基づき導入)

20

### 各国の国内支持の水準

○ 最も貿易歪曲的な補助金(「黄」の政策)について、我が国は、農政改革により、既に、約束水準の14%まで削減。他の政策についても利用額は米国、EUより少額。



<日本、米国及びEUにおける国内支持の実績値(億円)>

	日本(2006年)	米国(2007年)	EU(2005年)
黄の政策(AMS)	5,712	7,371	38,965
デミニミス	376	2,661	1,715
青の政策	701	0	18,429
緑の政策	18,023	89,681	55,212
合計	24,812 [29.9%]	99,713 [27.6%]	114,321 [30.7%]

注:[ ]内の数値は農業総産出額に占める割合。WTO通報に基づく。

### 「輸出規制」の内容

○ 輸出禁止・制限措置について、我が国とスイスの共同提案がテキストに反映された。

現行農業協定の内容	議長案の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国とある食料の純輸出国である途上国に限り規制対象(その他の途上国は対象外)</li> <li>輸出禁止・制限措置を新設する国は、農業委員会に実行可能な限り事前かつ速やかに通報</li> <li>通報すれば、いつまでも輸出禁止・制限措置を維持することが可能(実施期限の定めなし)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進国、途上国問わず規制対象</li> <li>現行の措置は実施初年度に撤廃</li> <li>新規の措置は原則1年以内(最長18ヵ月)に撤廃</li> </ul>

※新規の措置を導入する加盟国は、関心国と協議し、農業委員会に報告※  
※農業委員会における輸出禁止・制限措置に対する監視機能の強化※

※我が国とスイスの共同提案を反映

農産物の輸出禁止等の現状(2009年5月現在)

